## 島原市社会福祉協議会における 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待: 利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイ セツな行為をさせること。
- ③心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又 は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外 傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の 放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同 様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の 義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者 から不当に財産上の利益を得ること。